

## 「改訂24版 建設業の許可の手びき」追 補

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書につきまして、平成29年6月26日に「経營業務管理責任者の大臣認定要件」について、改正が行われ、平成29年6月30日から適用されます。

改正の概要は、次のとおりです。

### ① 「補佐経験」の範囲の拡大

「経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）」における「経營業務の管理責任者に準ずる地位」について、これまでの「業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者」等に加え、「組合理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者」等が加わりました。

### ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の追加

許可を受けようとする建設業に関する「執行役員等としての経営管理経験」が位置付けられているところ、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験」も認められることとなりました。

また、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分における経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいこととなりました。

### ③ 経營業務管理責任者要件として求められる経験の期間の変更

許可を受けようとする建設業に関する補佐経験、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等と

しての経営管理経験については、経営業務の管理責任者要件として求められる経験の期間が「6年以上」となりました。

④ 3種類以上の経験の期間の合算について

(1) 許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、

- ・許可を受けようとする建設業に関する補佐経験
- ・許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験
- ・許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験

の期間が通算6年以上である場合も、認められることとなりました。

(2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、

- ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験
- ・許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験

の期間が通算6年以上である場合も、認められることとなりました。

(3) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経営管理経験については、

- ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験
- ・許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験
- ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験

の期間が通算6年以上である場合も、認められることとなりました。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><b>35頁上から 1 行目から 2 行目</b></p> <p>(ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6 年以上次のいずれかの経験を有していること。</p> <p>(a) 経營業務の管理責任者としての経験</p> <p>(b) 経營業務管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験</p> | <p>(ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。</p> |
| <p><b>35頁下から 8 行目</b></p> <p>6 年以上経營業務を補佐した経験</p>  | <p>7 年以上経營業務を補佐した経験</p>  |
| <p><b>37頁図</b></p> <p>⑭頁に差しかえる。</p>  |  |
| <p><b>147頁上から 9 行目から15行目</b></p> <p>(ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6 年以上次のいずれかの経験を有していること。</p> <p>(a) 経營業務の管理責任者としての経験</p> <p>(b) 経營業務管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した</p>   | <p>(ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 経験  |   |
| 147頁下から8行目<br>6年以上経営業務を補佐した経験   | 7年以上経営業務を補佐した経験   |
| 149頁下から5行目<br>6年以上の経験   | 7年以上の経験   |
| 206頁上から14行目<br>経験年数が6年以上に   | 経験年数が7年以上に  |
| 323頁<br>⑮頁に差替える。  |   |
| 355頁上から8行目<br>最終改正 平成29年6月26日国土建第117号   | 最終改正 平成28年5月17日国土建第99号  |
| 390頁上から11行目<br>権限委譲   | 権限移譲  |
| 392頁上から13行目から14行目<br>(削る。)  | また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。  |
| 392頁下から15行目から11行目<br>ロ 許可を受けようとする建設業に関する5年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。 | ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。 |
| 393頁上から14行目から16行目<br>(業務を執行する社員、取締役、執行  | (法人の場合は業務を執行する社員、   |

|   |   |
|---|---|
| <p>役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)</p>   | <p>取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)</p>   |
| <p><b>393頁下から10行目から 4 行目</b></p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に関する 6 年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算 6 年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。</p>   | <p>ロ 許可を受けようとする建設業に関する 7 年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算 7 年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。</p> |
| <p><b>393頁下から 3 行目</b></p> <p>6 年以上</p>   | <p>7 年以上</p>  |
| <p><b>394頁上から 5 行目から 8 行目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類<br/>組織図その他これに準ずる書類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類<br/>組織図その他これに準ずる書類</li> </ul>   |
| <p><b>394頁下から16行目から 9 行目</b></p> <p>② 許可を受けようとする建設業以外</p>   | <p>② 許可を受けようとする建設業以外</p>  |

の建設業に関する経験について

(a) 経營業務の管理責任者としての経験について（告示第2号イ）

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ロ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

(b) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第2号ロ）

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営

の建設業に関する経營業務管理責任者としての経験について（告示第2号）

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算7年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する場合も本号に該当する。

業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、本号ロに該当する者とする。

ロ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

ハ 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類  
組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認す

|  |  |
|--|--|
| <p>るための書類</p> <p>業務分掌規程その他これに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類</li> </ul> <p>定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類</li> </ul> <p>取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類</p> |  |
| <p>429頁上から 8 行目</p> <p>最終改正 平成29年 6月26日国土建第117号</p>  | <p>最終改正 平成28年 5月17日国土建第99号</p>   |
| <p>430頁上から 6 行目から16行目<br/>(削除)</p> <p>2 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位 (使用者が法人である場合におい</p>   | <p>2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>3 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位 (使用者が法人である場合におい</p> |



|   |   |
|---|---|
| <p>ては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。) にあって次のいずれかの経験を有する者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6年以上経営業務を補佐した経験</p> <p>3 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれかの経験を有する者</p> <p>(1) 経営業務の管理責任者としての経験</p> <p>(2) 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経営業務の執行に関して具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験</p> | <p>ては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。) にあって次のいずれかの経験を有する者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 7年以上経営業務を補佐した経験</p> |
| <p>430頁下から3行目<br/>権限委譲</p>  | <p>権限移譲</p>   |
| <p>432頁下から14行目から13行目<br/>(削除)</p>   | <p>また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。</p>   |
| <p>432頁下から11行目から7行目</p> <p>許可を受けようとする建設業に関する5年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての</p>  | <p>執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>ての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、2(1)に該当するものとする。</p>   | <p>業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。</p>   |
| <p><b>432頁下から6行目から3行目</b></p> <p>2(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が2(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p>   | <p>3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p>  |
| <p><b>433頁下から12行目から9行目</b></p> <p>(業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)</p>   | <p>(法人の場合は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)</p>  |
| <p><b>433頁下から5行目から434頁上から2行目</b></p> <p>許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、2(2)に該当するものとする。</p> | <p>許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3(2)に該当するものとする。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>434頁上から3行目から5行目</b></p> <p>法人、個人又はその両方において6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、2(2)に該当するものとする。</p>   | <p>法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、3(2)に該当するものとする。</p>   |
| <p><b>434頁上から6行目から13行目</b></p> <p>2(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が2(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類<br/>組織図その他これに準ずる書類</li> </ul> | <p>3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類<br/>組織図その他これに準ずる書類</li> </ul> |
| <p><b>434頁下から11行目に追加</b></p> <p>(注7) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等</p>   | <p>(新規)</p>  |

としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、3(1)に該当する。

(注8) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も3(2)に該当する。

3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類  
組織図その他これに準ずる書類
- 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

|   |                 |
|---|-----------------|
| <p>業務分掌規程その他これに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類</li> </ul> <p>定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類</li> </ul> <p>取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類</p> <p>(注9) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。</p> |                 |
| <p>434頁下から11行目<br/>(注10) (略)</p>  | <p>(注7) (略)</p> |

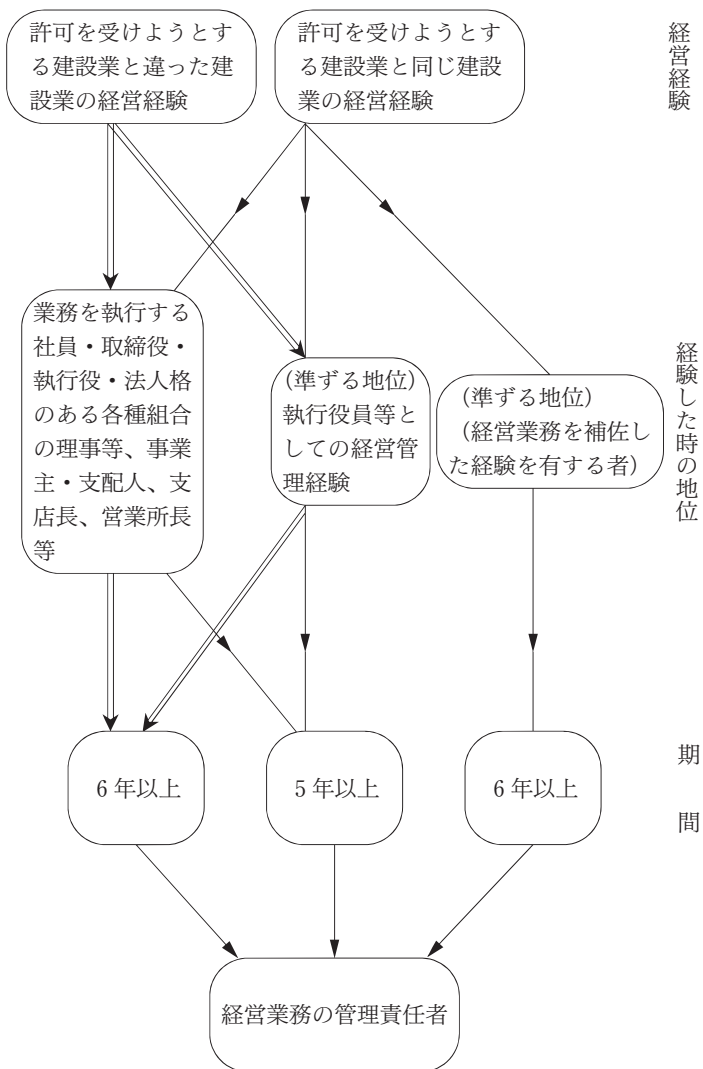


図1 経營業務の管理責任

# ○建設業法第7条第1号イに掲げる 者と同等以上の能力を有する者を 定める件

〔昭和47年3月8日〕  
〔建設省告示第351号〕

最終改正 平成29年6月26日国土交通省告示第647号

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号口の規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

- 1 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成28年6月1日）の前におけるとび・土工工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。
  - イ 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験
  - ロ 6年以上経営業務を補佐した経験
- 2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれかの経験を有する者
  - イ 経営業務の管理責任者としての経験
  - ロ 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験
- 3 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者